資料No.１

千曲市における令和３年度の子育て施策の現況について

１　令和３年度実施の新規事業

（１）千曲市赤ちゃん子育て応援事業

・対象児童　R3.4.2 から R4.4.1 までに千曲市で生まれた児童

・申請件数　147 件（R3.9.7 現在）

①赤ちゃん応援特別給付金

コロナウイルスの影響を受けている子育て世帯に対する経済的支援として、5 万円を給付

②「子育て応援祝い品」のプレゼント

千曲市より子どもの誕生の祝福と次世代を担う子どもの健やかな成長を願い祝い品（カタログギフト）を贈呈

（２）低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）

・コロナウイルスの影響が長期化するなかで、低所得のひとり親世帯に対し、生活支援特別給付金を支給

・対象者：次のいずれかに該当する方

①令和３年４月分の児童扶養手当受給者の方

②公的年金等を受給していることにより、令和３年４月分の児童扶養手当の支給を受けていない方

③コロナウイルスの影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

・支給額：対象児童１人につき５万円

・支給状況：359 世帯（526 人分）26,300,000 円（R3.9.7 現在）

（３）低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親以外の子育て世帯分）

・コロナウイルスの影響が長期化するなかで、低所得のひとり親以外の子育て世帯に対し、生活支援特別給付金を支給

・対象者：次の両方に該当する方

①令和３年３月 31 日時点で 18 歳未満の児童（障がい者の場合は 20 歳未満）を養育する父母等

②令和３年度住民税（均等割）が非課税の方または、令和３年１月１日以降の収入が急変し、市民税が非課税相当の収入となった方

・支給額：対象児童１人につき５万円

・支給状況：182 世帯（329 人分）16,450,000 円（R3.9.7 現在）

（４）千曲市医療的ケア児保育支援事業

〇保育所に入園を希望する医療的ケア児に対応するため、受入れ体制を整備する

〇受入れ実施園　２園で実施

２　その他の子育て支援事業

（１）子ども家庭総合支援拠点（H31 年 4 月開設）

〇すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に必要な支援を行う。

〇ソーシャルワーク機能を有する拠点とするために、子ども家庭支援員（家庭相談員兼務）、虐待対応専門員（社会福祉士）を配置し、特に要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援強化を図る。

（２）利用者支援事業（子育て世代包括支援センター　R 元年 9 月開設）

〇妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握するために、保健センターに母子保健コーディネーター（保健師）、更埴子育て支援センターと上山田子育て支援センターに子育てコーディネーター（保育士等）を配置し、相談支援体制を整備。

〇必要な支援の調整や関係機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供。

〇妊娠の届出時に面談と生活状況等のアンケートを実施。子ども家庭総合支援拠点とのこそだてサポート会議（月１回開催）で、アンケート結果を基に早期支援が必要な妊婦の抽出を行い、家庭訪問等の養育支援を行い、児童虐待予防を図る。

（３）幼児教育・保育の無償化の実施（令和元年 10 月施行）

〇保育所、認定こども園、幼稚園、企業主導型保育施設（標準的な利用料）等を利用する 3 歳から 5 歳までの園児の利用料が無償化され、0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯の園児の利用料も無償化。

〇幼稚園の預かり保育も、保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園の利用料に加え、最大月額 1.13 万円まで無償化。

〇一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業、認可外保育施設の利用者で、3 歳から 5 歳までの園児の利用料が、最大月額 3.7 万円まで無償化され、0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯の園児の利用料も、最大月額4.2 万円まで無償化となりました。ただし保育の必要性の認定が必要。

（４）保育料軽減【総合戦略】

〇多子世帯保育料を市独自に軽減。（保育園）

〇令和２年度実績

＊保育園：対象園児＝67 人、　13,349,700 円の軽減

（５）信州自然保育（信州やまほいく）保育料軽減（令和元年 10 月から開始）

〇信州型自然保育における幼児教育・保育に係る経済的負担を軽減するため、長野県より信州型自然保育の認定を受けた認可外保育施設に在籍する子どものうち、無償化の対象とならない子どもの保護者に対し補助金を交付。

〇交付対象施設　さらしなの里自然保育ぼっこ

〇令和元年度実績

＊対象園児＝２人、136,210 円の補助

〇令和２年度実績

＊対象園児＝３人、334,100 円の補助

（６）認可外保育施設児童処遇向上事業（令和２年 10 月から開始）

〇長野県が実施する子育て支援総合助成金事業を活用し、認可保育所の補完をしている認可外保育所の運営等に要する経費（下記事業に対する経費）を助成することにより、現に入所している児童の処遇向上を図る。

・乳児保育事業　・１～２歳児保育事業　・冷暖房費事業

・延長・一時の各保育事業　・施設整備事業　・多子世帯保育料減免事業

〇令和２年度実績

＊アルファベットインターナショナル保育園　530,264 円の補助

＊さらしなの里自然保育ぼっこ　351,864 円の補助

（７）マタニティタクシー利用料金助成事業【総合戦略】（平成 27 年度開始）

・妊婦に、母子手帳交付に合わせて助成券を交付。

・助成券は計 7,000 円分（500 円券×14 枚）で、交付日から１年間有効。

・有効期限内なら出産後も利用可能。

・用途は無制限。検診等に限らず、買い物等普段の外出にも利用可。

・令和 2 年度実績

申請者数：371 件（371 冊×14 枚＝5,194 枚）

利用者数： 75 人

利用枚数：615 枚（307,500 円分、タクシー会社へ支払い）

（８）子育て支援活動費補助事業（平成 27 年度開始）

・子育て世帯への情報提供や子育て世帯同士の連携を深める活動が対象。

・市内に拠点を置く団体が、会員以外にも周知して行うことが要件。

・事業ごと対象とし、経費の半額（上限 50,000 円）を補助。
・令和 2 年度実績　　　利用件数：1 件　　補助金額：50,000 円

<u>（９）赤ちゃんサービスエリア（ＳＡ）事業（平成 28 年度開始）</u>

・授乳やオムツ替えのスペースがある施設がステッカーを貼って明示し、お子さま連れの外出を支援。子育て応援アプリでも情報提供予定。
・現在 26 か所登録。
・赤ちゃんＳＡ整備に係る費用を半額補助（上限 50,000 円）する制度も施行。

<u>（10）新婚新生活支援事業（平成 31 年度開始）</u>

・新婚新生活を経済的に支援することにより少子化対策を推進。
・令和 2 年度実績　　　支給件数：5 件　　補助金額：1,206,801 円

<u>（11）子どもの居場所づくり支援事業（令和 2 年度開始）</u>

・食事の提供等を通じて子どもの居場所づくりに取り組む団体を支援し、子どもが健やかに育成される環境を整える。
・令和 3 年度は、市内 5 団体が活動中

<u>（12）子育て応援アプリ運用保守事業（平成 29 年度開始）</u>

・母子手帳の電子版及び子育て世代に対する情報発信手段として活用。
・アプリ登録者数　974 名（R3.9.7 現在）